

新	旧
<p style="text-align: center;">MARUSAN-NET 取扱規定</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (規定の趣旨) この規定は、お客様が丸三証券株式会社(以下「当社」といいます)の MARUSAN-NET <u>及び丸三株アプリ</u>(以下「本サービス」といいます)を利用して行う、当社が取り扱う商品の注文(以下「注文」といいます)の受け付け、その他これに付随するサービス<u>及び本システムにて提供される証券情報サービス(以下「本情報サービス」といいます)</u>等の利用に関する取決めです。(以下「本規定」といいます)</p> <p>第 2 条 (本サービスの利用)</p> <p>1 (変更なし)</p> <p>2 <u>本サービスの利用は、当社があらかじめ通知した ID 及びパスワードとおお客様の入力された ID 及びパスワード等が一致し、加えて当社が定める認証方法により確認した場合のみご利用することができます。</u></p> <p>3 (変更なし)</p> <p>4 <u>本サービスのご利用にあたっては、原則として、電子交付関連サービス取扱規定第3条で定める書面について電磁的な方法により情報提供(以下「デジタル提供」といいます。)</u>いたします。</p> <p>5 <u>当社はお客様へ電子メールを利用し、各種通知をいたします。本サービスのご利用にあたっては、当社所定の方法にて、お届出いただいたメールアドレスへ各種通知メールを送信することにご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>6 <u>閲覧専用コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことはできません。</u></p> <p>7 <u>18 歳未満のお客様及び当社が認める代理人サービスをご利用のお客様は、照会コースのみご利用可能です。照会コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことはできません。また、電子交付サービス取扱規定第 3 条に定める書面を紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービス(電子交付サービス)を利用することはできません。</u></p> <p>第 3 条 (ID 及びパスワードの発行)</p> <p>1 本サービスのご利用にあたり、当社はお客様に ID 及びパスワードをあらかじめ発行します。この ID 及びパスワードのほか、<u>当社が定める認証等も必要となります。</u></p> <p>2 ID 及びパスワードを貸与、譲渡等、第三者への提供は禁止とします。(18 歳未満のお客様の親権者等及び<u>当社が認める代理人サービスの口座管理人を除きます。</u>)</p> <p>3~4 (変更なし)</p> <p>5 本サービスを利用されている 18 歳未満のお客様が成人を迎えた場合には、お客様ご本人により<u>当社所定の手続のうえ、すみやかにパスワードの変更を行っていただきます。</u></p>	<p style="text-align: center;">MARUSAN-NET 取扱規定</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (規定の趣旨) この規定は、お客様が丸三証券株式会社(以下「当社」といいます)の MARUSAN-NET(以下「本サービス」といいます)を利用して行う、当社が取り扱う商品の注文(以下「注文」といいます)の受け付け、その他これに付随するサービス、本システムにて提供される証券情報サービス(以下「本情報サービス」といいます)等の利用に関する取決めです。(以下「本規定」といいます)</p> <p>第 2 条 (本サービスの利用)</p> <p>1 (中 略)</p> <p>2 <u>本サービスでの取引は、当社があらかじめ通知した ID 及びパスワードとおお客様の入力された ID 及びパスワード等が一致した場合のみご利用することができます。</u></p> <p>3 (中 略)</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>4 <u>閲覧専用コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことはできず、本情報サービスのみご利用することができます。</u></p> <p>5 <u>18 歳未満のお客様及びご家族代理運用サービスをご利用のお客様は、照会コースのみご利用可能です。照会コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことはできず、本情報サービスのみご利用することができます。また、電子交付サービス取扱規定第 3 条に定める書面を紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービス(電子交付サービス)を利用することはできません。</u></p> <p>第 3 条 (ID 及びパスワードの発行)</p> <p>1 本サービスのご利用にあたり、当社はお客様に ID 及びパスワードをあらかじめ発行します。お客様の取引注文の際にはこの ID 及びパスワードが<u>必要となります。</u></p> <p>2 ID 及びパスワードを貸与、譲渡等、第三者への提供は禁止とします。(18 歳未満のお客様の親権者等及び<u>ご家族代理運用サービスの口座管理人を除きます。</u>)</p> <p>3~4 (中 略)</p> <p>5 本サービスを利用されている 18 歳未満のお客様が成人を迎えた場合には、お客様ご本人により、すみやかにパスワードの変更を行っていただきます。</p>

第 2 章 取引注文

第 10 条 (手数料)

お客様が本サービスを利用して注文を行い約定した場合は、お客様は当社に対し、当社が定める方法により計算した本サービスの手数料を手数料等に課される消費税等と合算の上、お支払いいただくものとします。

第 13 条 (注文の取消、訂正)

1~2 (変更なし)

3 本サービスを利用して行われた取引注文の取消、訂正は、お取引の本・支店又は営業所(以下「取扱店」といいます。)でもお受けいたします。

第 16 条 (電話による注文等)

1 お客様は、回線障害等により本サービスが利用困難となった場合、第 12 条、第 13 条、第 15 条にかかわらず、取扱店に電話による注文、注文の取消、訂正、照会(以下「注文等」といいます)を行うことができます。

2 前項にもとづき、お客様が電話により取引注文等を行うことができるのは、当社の定める取扱店の営業時間内に限ります。取扱店の営業時間は、第 6 条に定める利用時間とは別に当社が定める時間とします。

第 4 章 信用取引の取扱い

第 21 条 (信用取引の利用)

1~3 (変更なし)

4 取引残高報告書が電子交付される場合は、交付後、速やかに閲覧いただけること。

5 取引残高報告書の書面交付を希望される場合は、取引残高報告書の回答書をご提出いただけること。

第 22 条 (取引の種類等)

1 お客様が本サービスを利用して信用取引注文を行える商品、取引の種類及び銘柄は、当社が定めるものとします。

2 本サービスにおいては、国内上場の株式・外国株式・新株予約権付社債は、すべて代用有価証券として取り扱うものとします。

第 24 条 (委託保証金の額・委託保証金率)

1 信用取引を行う場合の委託保証金は当社が定めることとします。なお、本サービスを利用して信用取引を行う場合の委託保証金は、前もって差し入れいただく前受け制とします。

2~4 (変更なし)

第 29 条 (信用取引利用の制限・禁止・解除)

1 電子交付された取引残高報告書を速やかに閲覧されない場合、又は取引残高報告書に添付されている「回答書」を受け入れできない場合は、当社は信用取引の利用を制限することができるものとし、その利用制限を起因とする場合の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。

2~4 (変更なし)

第 5 章 雑 則

第 30 条 (免責事項)

1 当社は次に掲げる事項により生じたお客様の損害についてはその責を負わないものとします。ただし、個別具体的

第 2 章 取引注文

第 10 条 (手数料)

お客様が本サービスを利用して注文を行い約定した場合は、お客様は当社に対し、当社が定める方法により計算した MARUSAN-NET の手数料を手数料等に課される消費税等と合算の上、お支払いいただくものとします。

第 13 条 (注文の取消、訂正)

1~2 (中 略)

3 本サービスを利用して行われた取引注文の取消、訂正は、お取引の本支店でもお受けいたします。

第 16 条 (電話による注文等)

1 お客様は、回線障害等により MARUSAN-NET が利用困難となった場合、第 12 条、第 13 条、第 15 条にかかわらず、お取引の本支店に電話による注文、注文の取消、訂正、照会(以下「注文等」といいます)を行うことができます。

2 前項にもとづき、お客様が電話により取引注文等を行うことができるのは、当社の定めるお取引の本支店の営業時間内に限ります。お取引の本支店の営業時間は、第 6 条に定める利用時間とは別に当社が定める時間とします。

第 4 章 MARUSAN-NET での信用取引の取扱い

第 21 条 (信用取引の利用)

1~3 (中 略)

4 取引残高報告書の回答書をご提出いただけること。ただし、取引残高報告書が電子交付される場合は、交付後、速やかに閲覧いただけること。

(新 規)

第 22 条 (取引の種類等)

お客様が MARUSAN-NET を利用して信用取引注文を行える商品、取引の種類及び銘柄は、当社が定めるものとします。

(新 規)

第 24 条 (委託保証金の額・委託保証金率)

1 信用取引を行う場合の委託保証金は当社が定めることとします。なお、MARUSAN-NET で信用取引を行う場合の委託保証金は、前もって差し入れいただく前受け制とします。

2~4 (中 略)

第 29 条 (信用取引利用の制限・禁止・解除)

1 取引残高報告書に添付されている「回答書」を受け入れできない場合、又は電子交付された取引残高報告書を速やかに閲覧されない場合は、当社は信用取引の利用を制限することができるものとし、その利用制限を起因とする場合の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。

2~4 (中 略)

第 5 章 雑 則

第 30 条 (免責事項)

1 当社は次に掲げる事項により生じたお客様の損害についてはその責を負わないものとします。ただし、当社の故意

な状況を勘案し、当社が認めた損害や当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

(1)～(10) (変更なし)

2～5 (変更なし)

第 37 条 (他の規定、約款の適用)

この規定に定める事項の他については、総合取引約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款等お客様に適用される約款、規約、契約により取り扱います。

第 38 条 (規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ上またはその他相当の方法により周知します。

電子交付関連サービス取扱規定

第 1 条 (規定の趣旨)

1 この規定は、丸三証券株式会社(以下「当社」といいます。)がお客様へ交付することが義務付けられている書面のうち、第 3 条に定める書面(以下「対象書面」といいます)を紙媒体に代えて、電磁的方法により情報提供(以下「デジタル提供」といいます)するサービス(以下「電子交付サービス」といいます。)の利用に関する取扱い等を定めるものです。

2 電子交付サービスは、「MARUSAN-NET 電子交付サービス」と「メール交付サービス」(以下、合わせて「本サービス」といいます。)があります。

第 2 条 (本サービスの利用)

1 第 2 項または第 3 項の各号に該当する場合に、お客様と当社との間の本サービスのご利用に関する契約(以下「本契約」といいます。)は成立し、お客様は本規定に基づいて本サービスをご利用することができます。

(削除)

(削除)

2 MARUSAN-NET 電子交付サービス

MARUSAN-NET ログイン後のお客様専用ページ(以下「お客様ページ」といいます。)において、対象書面をデジタル提供するサービスです。

(1) お客様が MARUSAN-NET 取扱規定に基づき、MARUSAN-NET を利用していること。

(2) お客様が当社所定の方法により、お客様ご自身のメールアドレスを届け出していること。

3 メール交付サービス

当社に届出いただいたメールアドレスや携帯電話番号等

又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

(1)～(10) (中 略)

2～5 (中 略)

第 37 条 (他の規定、約款の適用)

この規定に定める事項の他については、総合取引約款、保護預り約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款、特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、信用取引口座設定約諾書及び各取扱商品に定められた規定、約款等により取り扱います。

第 38 条 (規定の変更)

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他の必要が生じたときは変更されることがあります。当社は本規定の変更の際は、すみやかにその内容を当社ホームページ上で開示するものとします。また、当社が重要と判断する改訂については書面等をもってお客様に通知することもできるものとします。

電子交付サービス取扱規定

第 1 条 (規定の趣旨)

この規定は、丸三証券株式会社(以下「当社」といいます。)がお客様へ交付することが義務付けられている書面のうち、第 3 条に規定する書面(以下「対象書面」といいます。)を紙媒体に代えて電磁的方法により交付(以下「電子交付」といいます。)するサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取り決めです。

(新 規)

第 2 条 (本サービスの利用)

1 次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本サービスのご利用に関する契約(以下「本契約」といいます。)は成立し、お客様は本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。

(1) お客様が当社所定の方法により本サービスをお申込みになり、かつ、当社が承諾した場合。

(2) お客様が「MARUSAN-NET 取扱規定」に基づき、当社と MARUSAN-NET 利用契約を締結している場合。

(新 規)

(新 規)

<p>に対し、電子メールまたはSMS(Short Message Service)にて対象書面を閲覧・交付できる URL を記載したメッセージを送付し、同 URL をお客様がご参照いただくことでデジタル提供するサービスです。</p> <p>(1) お客様が当社所定の方法により、お客様ご自身のメールアドレスまたは携帯電話番号を届け出していること。</p> <p>4 本サービスは、原則、日本国内に居住されている個人(代理人等(親権者を含む)を除きます)、又は、内国法人のお客様が利用できます。</p> <p>5 当社が法令諸規則の規定等に基づき、第3条に定める対象書面について、お客様に本サービスおよびデジタル提供する旨等を告知し、当社が定める一定の期間内に、お客様から紙媒体による交付の申出がなかった場合、本サービスの利用申し込みをいただいたものとします。</p> <p>6 本サービス利用時には、別途通信料が発生しお客様のご負担となります。なお、お客様と通信事業者との契約によりその費用は異なります。</p> <p>7 お客様が本サービスを利用するために必要な通信機器およびその他システム機器を保有されるかまたはご利用可能であり、かつ、本サービスを利用するのに必要なネットワーク回線・通信回線およびその他通信手段がご利用可能であること。</p> <p>(削除)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(3) お客様が電子交付を利用するのに必要な通信機器及びその他システム機器を保有されるかまたはご利用可能であり、かつ、本サービスを利用するのに必要なネットワーク回線・通信回線及びその他通信手段がご利用可能であること。</p> <p>2 お客様が本サービスをお申込みになる場合は、本規定を承諾していただいたうえで、当社所定の申込書により又は MARUSAN-NET 上でお申込みいただくものとします。</p>
<p>第3条 (対象書面)</p> <p>1 本サービスの対象書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則等において規定されている書面のうち、当社が本サービスの対象書面と定め、当社のホームページ上に掲げる書面です。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第3条 (対象書面)</p> <p>1 電子交付の利用ができる書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則等において規定されている書面のうち、当社が以下に定めるものになります。</p> <p>(1) 報告書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引報告書 ・ 取引残高報告書 ・ 特定口座年間取引報告書 ・ 上場株式等支払通知書 ・ 取引内容等を記載した書面のうち当社が定めたもの <p>(2) 目論見書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目論見書 ・ 目論見書補完書面 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場有価証券等書面 ・ 契約締結前交付書面(当社が指定するものに限りません。) ・ 運用損益レポート ・ その他当社が定め、MARUSAN-NET のホームページに掲げるもの
<p>2 MARUSAN-NET の利用申し込みをいただいた場合は、原則、全ての対象書面をデジタル提供します。</p> <p>3 メール交付サービスは、対象書面に加え、金融商品のご案内や投資情報をご案内することがあります。</p> <p>4 (変更なし)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2 (中略)</p> <p>3 当社が対象書面の種類を追加する場合は、事前に当社のホームページで告知を行うことで、お客様から電子交付を</p>

5 当社が対象書面の種類を追加する場合は、事前に当社のホームページで告知を行うことで、お客様からデジタル提供することの承諾を受けたものとして取り扱います。

第4条（デジタル提供の方法）

1 当社は、次のいずれかの方法により、対象書面をデジタル提供するものとします。

- (1)（変更なし）
- (2) お客様ページに顧客ファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。

(3)（変更なし）

(4) 当社からのメール等に記載された URL から書面の記載事項が記録されたファイルを参照し、お客様の閲覧に供する方法。

2 本サービスにおいて記載事項を記録するファイルは、PDF ファイルで提供する場合があります。その際は、PDF ファイルの閲覧用ソフトが必要です。PDF ファイルの閲覧用ソフト等をお持ちでないお客様は、最新の閲覧用ソフト等のダウンロードが必要となります。

第5条（閲覧に供する期間）

1 本サービスにより、デジタル提供した対象書面の閲覧に供する期間は、デジタル提供した日から5年間とします。

2 MARUSAN-NET 電子交付サービスを解約される場合は、第3条に定める対象書面の閲覧ができなくなりますので、事前にお客様ご自身で印字またはダウンロードのうえ保管してください。

第6条（本サービスにおける取扱い）

（変更なし）

- (1)（変更なし）
- (2) デジタル提供された書面について、原則、紙媒体での再交付は行われません。
- (3) 既に紙媒体により交付された書面について、デジタル提供による再交付は行われません。

(4) お客様から当社所定の方法にて、紙媒体での交付の申出を受けた場合は、原則、申出を受けた翌営業日に発行する対象書面から紙媒体で交付すること。

(5) 本サービスは、お客様ご自身が利用する通信機器およびその他システム機器でのみ利用すること。

(6) 前号にかかわらず、当社は、法令等の変更、監督官庁の指示、もしくは当社が合理的と判断した場合には、書面のデジタル提供に代えて、紙媒体により交付等を行う場合があります。

第7条（本サービスの停止・中止）

当社は、以下の事由に該当する場合等、当社が必要と判断する場合には、事前に当社ホームページやお客様ページ等でお知らせしたうえで、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。ただし、緊急の場合は、事前の通知をすることなく停止または中止することがあります。

(1)～(3)（変更なし）

行うことの承諾を受けたものとして取り扱います。ただし、金融商品取引法等その他関係法令により交付義務のある書面が追加され、当該書面について本サービスをご利用になる場合は、前条第2項の方法によるお申し込みが必要となる場合があります。

第4条（電子交付の方法）

1 当社は、次のいずれかの方法により、対象書面を電子交付するものとします。

- (1)（中略）
- (2) 当社又は当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定のページ等（以下「お客様ページ」といいます。）に顧客ファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。

(3)（中略）

（新規）

2 電子交付の書面は、PDF ファイルで提供いたしますので、閲覧するためには、PDF ファイルの閲覧用ソフトが必要です。PDF ファイルの閲覧用ソフトの Acrobat Reader 等をお持ちでないお客様は、最新バージョンの Acrobat Reader 等のダウンロードが必要となります。

3 電子交付された対象書面（前条(1)に定めるものに限ります。）の記載事項は、お客様ページで閲覧可能となった日から5年間閲覧できます。なお、MARUSAN-NET 利用契約を解約される場合は、前条(1)に定める対象書面の閲覧ができなくなりますので、事前にお客様ご自身で印字のうえ保管してください。

第5条（本サービスにおける取扱い）

（中略）

- (1)（中略）
- (2) 電子交付された書面について、紙媒体での再交付は行われません。
- (3) 紙媒体により交付された書面について、電子交付による再交付は行われません。

（新規）

（新規）

(4) 法令等の変更、監督官庁の指示、もしくは当社が合理的と判断した場合には、当社は書面の電子交付に代えて、紙媒体により交付等を行う場合があります。

第6条（本サービスの停止・中止）

当社は、以下の事由に該当する場合等、当社が必要と判断する場合には、事前に電子メール等でお知らせしたうえで、本サービスの全部又は一部を停止又は中止することがあります。ただし、緊急の場合は、事前の通知をすることなく停止又は中止することがあります。

(1)～(3)（中略）

第7条（契約の解約）

（中略）

第 8 条 (契約の解約)

(変更なし)

- (1) お客様が当社の総合取引口座を解約した場合。
- (2) (変更なし)
- (3) お客様の本サービスに関連する利用契約が終了、または解約された場合。
- (4) お客様が当社所定の方法により、紙媒体での交付の申出をされた場合
- (5) 本サービスの利用中に代理人等の届出がされた場合
- (9) お客様が第 12 条に定める本規定の変更にご同意いただけない場合。
- (10)~(11) (変更なし)

第 9 条 (免責事項)

(変更なし)

- (1) 通信機器、通信回線、コンピューターシステム等の機器の障害によるデジタル提供の遅延、不能、誤作動により生じた損害。
- (2) 第三者による妨害、侵入、もしくは情報改変等によって生じた本サービスの不具合により発生した損害。
- (3) 第 7 条、第 8 条により生じた損害。

第 10 条 (準拠法・合意管轄)

(変更なし)

第 11 条 (他の規定、約款の適用)

(変更なし)

第 12 条 (規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ上またはその他相当の方法により周知します。

2025 年 11 月 17 日改訂

(新規)

(1) (中略)

- (2) お客様の MARUSAN-NET 利用契約が終了し、又は解約された場合。

(新規)

(新規)

- (6) お客様が第 11 条に定める本規定の変更にご同意いただけない場合。

(7)~(8) (中略)

第 8 条 (免責事項)

(中略)

- (1) 通信機器、通信回線、コンピューターシステム等の機器の障害による電子交付の遅延、不能、誤作動により生じた損害。

(新規)

- (3) 第 6 条、7 条により生じた損害。

第 9 条 (準拠法・合意管轄)

(中略)

第 10 条 (他の規定、約款の適用)

(中略)

第 11 条 (規定の変更)

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他の必要が生じたときは変更されることがあります。当社は本規定の変更の際は、すみやかにその内容を当社ホームページ上で開示するものとします。また、当社が重要と判断する改訂については書面等をもってお客様に通知することもできるものとします

2025 年 4 月 1 日改訂